

令和5年度（2023年度）PTA総会 会次第

- 1 開 会 （ 山下 副会長 ）
- 2 会 長 挨 拶 （ 濱崎 会長 ）
- 3 校 長 挨 拶 （ 濱田 校長 ）
- 4 議 長 選 出
- 5 議 事
 - （1）第1号議案 令和4年度事業報告 （ 黒田 副会長 ）
 - （2）第2号議案 令和4年度会計報告 （ 令和4年度会計 ）
 - （3）第3号議案 令和4年度監査報告 （ 桑鶴 監査委員 ）
 - （4）第1号～第3号議案の承認
 - （5）第4号議案 令和5年度事業計画案 （ 書記 ）
 - （6）第5号議案 令和5年度予算案 （ 藤崎 会計 ）
 - （7）第6号議案 田浦小学校 PTA 規約改正案 （ 濱崎 会長 ）
 - （8）第4号～第6号議案の承認
- 6 議 長 解 任
- 7 そ の 他
 - （1）学校教育活動について 濱田校長
 - （2）本校のいじめ対応について 清永教諭
 - （3）PTA共済について
- 8 職 員 紹 介 濱田校長
- 9 閉 会 （ 山下 副会長 ）

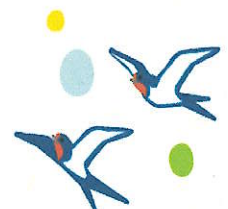
期日：令和5年4月28日（金）

時間：15：50～16：30

場所：田浦小学校体育館



芦北町立田浦小学校PTA



令和5年度 田浦小学校PTA活動方針

目的	田浦小学校PTAは、保護者と教師との協力によって、学校及び社会における教育に関し、理解を深め、児童の健全な成長を図ることを目的とする。	
スロガン	地域を愛し、地域に愛される学校	
目標	1 よい保護者、よい教職員となるように努める。 2 保護者と教職員の協力と信頼に立った運営を図る。 3 元気・やる気・根気のある、素直な子供を育てる。 4 地域とつながりを深め、子供たちの安全を守る。 5 子供の自己有用感を高める。	
専門部活動事項	広報部	広報誌の発行に関する事項
	家庭教育部	よりよい家庭教育の形成に向け、基本的な生活習慣の育成、読書、食育など保護者への啓発や研修に関する事
	保健体育部	児童の心身の健康、安全に関する事項

令和5年度 PTA役員名簿

役員の名簿はHPには掲載しておりません。
必要がある場合は、学校にお問い合わせください。

令和4年度事業報告

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
学校行事	14 20 28 23	始業式・入学式 避難訓練 授業参観 学級懇談会 学校へ行こうデー	19 25 31 9	5年生集団宿泊教室 体力テスト プール掃除 学校へ行こうデー	8 14	小中合同避難訓練（引き渡し） 学校へ行こうデー	1 12 20 1	授業参観 学級懇談会 水泳大会 終業式 家庭訪問 学校へ行こうデー			1	始業式
役員会等	6	役員会 単P総会	26	役員会	20	運営委員会	2	自転車点検	18	役員会	7 11	役員会 清掃活動
家庭教育部	28	部会	23	読み聞かせ	27	読み聞かせ						
保健体育部	28	部会			21	部会	2	心肺蘇生法講習会 プール開放について協議 →本年度中止				
広報部	28	部会			20	まきやま発行					27	部会
親子会						PTA会費徴収						
学年PTA					20	部会 学年行事について協議 →本年度も学用品購入						

令和4年度事業報告

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
学校行事	2 7 13 12	運動会 通知表渡し 4年生社会科 見学 学校へ行こう デー	4 9 11	6年生修学旅 行 避難訓練 学校へ行こう デー	2 23 2	授業参観 学級懇談会 終業式 学校へ行こう デー	10 24 24	始業式 持久走大会 学校へ行こう デー	8 17 25 25	避難訓練 新入生体験入 学 学習発表会 学校へ行こう デー	3 23 24 13	送別遠足 卒業式 修了式 学校へ行こう デー
役員会			16	運営委員会	2	臨時総会 地区制変更に ついて	19	選考委員会	1	選考委員会	9 16	引き継ぎ会 役員会 監査（4月）
家庭教育部	24	読み聞かせ	16 28	部会 読み聞かせ			23	読み聞かせ	27	読み聞かせ		
保健体育部	2	運動会協力 （駐車場誘導 員）					1	持久走大会協 力（安全確 保）				
広報部	2 17	運動会撮影 部会	25	まきやま発行			24	持久走大会撮 影				まきやま発行
親子会							19	選考委員会	1	選考委員会		
学年PTA										学年部会費精 算締め		

令和4年度 田浦小学校PTA会計決算報告書

1. 収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	実績額	備 考
繰越金	985,787	985,787	令和3年度繰越金
PTA会費	643,200	640,800	4,800円×134会員(P116、T18)1会員半年分入金
雑収入	0	115,586	助成金、地域応援団会費、受取利子等、県P、町P
合 計	1,628,987	1,742,173	

2. 支出の部

(単位:円)

項 目		本年度予算額	実績額	備 考
事務局費	行事費	200,000	97,771	自転車点検お茶代、運動会整備費(シルバー人材) 卒業式コサージュ代、新入生名札代、ボランティアお茶代 卒業生記念品、離任式花代
	小 計	200,000	97,771	
会議費		160,000	166,123	県P定期総会、郡P連合会、田浦中学校区学校運営協議会
	小 計	160,000	166,123	県P芦北・水俣大会実行委員会、PTA役会実費弁償
事業費	各種研修会費	150,000	139,340	県P大会、各種研修会参加費
	広報部会費	50,000	45,000	広報誌印刷代
	保健体育部会費	75,000	16,143	運動会飲み物代、消毒用品等
	家庭教育部会費	70,000	56,131	本代、書棚、読み聞かせ飲み物代
	学年PTA部会費	90,600	90,000	600円×150人
	地域応援団部会費	50,000	0	
	小 計	485,600	346,614	
負担金		100,000	81,400	郡P会費、町P会費
慶弔費		20,000	10,000	佐敷小学校150周年御祝い
学校支援金		30,000	30,000	
予備費		633,387	30,230	会議用飲み物代、PTA角印代、ネームプレート代 チア・チェアプロジェクト、ATM手数料 事務用品購入
合 計		1,628,987	762,138	

3. 収支の部

(単位:円)

収 入	支 出	残 高	備 考
1,742,173	762,138	980,035	

上記の通り報告します。

令和5年4月1日 田浦小PTA 会計 山本勝文

令和4年度田浦小学校PTA監査報告

令和4年度田浦小学校PTA会計は監査の結果、
領収書・帳簿ともに適正に執行されていたことを報告いたします。

令和5年4月6日

田浦小学校PTA監査委員 佐々木 純子

田浦小学校PTA監査委員 桑嶋 かほり

第4号議案

令和5年度事業計画書（案）1-1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校行事	10 始業式・入学式	17 5年生集団宿泊教室 18	7 小中合同避難訓練(引き渡し)	7 授業参観 学級懇談会		1 始業式
	19 避難訓練	25 体力テスト	13 学校へ行こうデー	7 学校へ行こうデー		30 運動会
	28 授業参観 学級懇談会	30 プール掃除		11 水泳大会		
	28 学校へ行こうデー	8 学校へ行こうデー		20 終業式		
				家庭訪問 (21～28)		
役員会	11 役員会	郡P総会	役員会	運営委員会	役員会	運営委員会
	単P総会	24 運営委員会	自転車点検		親子スポーツ大会	運動会協力
家庭教育部	部会	読み聞かせ ボランティア呼び掛け	読み聞かせ	読み聞かせ		読み聞かせ
保健体育部	部会		心肺蘇生法講習会		運動会PTA種目企画	運動会協力、PTA種目運営
広報部	部会	部会 熊日PTA新聞・広報紙づくり講習会	まきやま発行			運動会撮影
親子会		PTA会費徴収				
学年PTA	部会					

第4号議案

令和5年度事業計画書（案）1-2

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	5 通知表渡し	5 6年生修学 6 旅行	15 学習発表会 授業参観 学級懇談会	9 始業式	7 避難訓練	1 授業参観 学級懇談会
	11 学校へ行こうデー	8 避難訓練	15 学校へ行こうデー	23 持久走大会	13 学校へ行こうデー	1 学校へ行こうデー
	13 4年生社会 科見学	9 学校へ行こうデー	22 終業式	23 学校へ行こうデー	16 新入生体験 入学	8 送別遠足
						21 卒業式
						22 修了式
役員会	郡P大会	役員会	役員選考委員会	役員会	役員会	役員会
		運営委員会		役員選考委員会	新旧役員引き継ぎ	監査 (4月)
		県P大会				
家庭教育部	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ
	食育事業(試食会)					
保健体育部				持久走大会 (安全確保)		
広報部		部会	まきやま 発行	学習発表会 撮影	部会	まきやま 発行
親子会			役員選考委員会 役員候補者 選出	役員選考委員会		
学年PTA					学年部会費 精算締め	

令和5年度 田浦小学校 PTA会計予算

1 収入の部

(単位:円)

項 目	昨年度実績額	予算額	備 考
繰越金	985,787	980,035	令和4年度繰越金
PTA会費	640,800	609,600	4800円×127会員(P107、T20)
・ 雑収入	115,586	0	義援金、助成金、受取利子等
合 計	1,742,173	1,589,635	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	昨年度実績額	予算額	備 考
事務局費	行事費	97,771	卒業記念品、コサージュ代、美化作業、新入生名札代
	小 計	97,771	
会議費		166,123	役員会等
	小 計	166,123	
事業費	各種研修会費	139,340	九P大会、各種研修会参加費
	広報部会費	45,000	広報誌印刷代
	保健体育部会費	16,143	親子スポーツ、運動会賞品等
	家庭教育部会費	56,131	研修講師謝礼、読み聞かせ、講演会講師謝礼
	学年PTA部会費	90,000	600円×148人
	小 計	346,614	
負担金		81,400	郡P会費 町P会費
慶弔費		10,000	20,000
学校助成金		30,000	30,000
予備費		30,230	630,835
合 計	980,035	1,589,635	

田浦小学校 PTA 規約 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、芦北町立田浦小学校 PTA と称し、所在地を芦北町立田浦小学校内に事務局を置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の健全な成長を図るために、保護者と教職員が協力して学校、地域、社会における教育に関し理解を深め、教育環境の改善及び充実に図りその他必要な活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として次の方針に従い自主的に活動する。

- 1 いかなる政党や宗教活動に関与することなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
- 2 本会の正規の事業以外の目的のために、本会または本会の役員の名称を用いない。
- 3 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。
但し2人以上の児童が在籍する保護者・教職員は1会員とする。
また、PTAの活動に深く関与する者をPTAが認めた場合、準会員として登録する。

(会員の権利と義務)

第5条 会員は、総て平等の義務と権利を有する。また、会員は第2条の目的を目指し、第3条の方針に従い互いに協力し活動するものとする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
書記	2名	会計	1名
家庭教育部長	1名	広報部長	1名
保健体育部長	1名	参与	3名（校長、教頭、教務主任）

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、各種会合を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は会長、副会長を補佐し、会務を整理し事務を掌る。
- 4 会計は本会の経理を行う。
- 5 参与は会長と協議し、本会の業務を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し再選を妨げない。

- 1 会長職の再選については、連続の場合2年を限度とする。但し特別の事情がある場合は、1年を限度とし、延長することができる。

(役員の選出)

第9条 規約第6条に掲げる役員のうち、参与を除く本会役員については、地区ごとに候補者を選出し、その中から選任し臨時総会において付議する。

- 1 地区割については、親子会単位に準ずる。
- 2 新年度の新規会員は役員候補に選出できる。但し、極力現役員の中から選出する。
- 3 選考委員は、各親子会長が担う
- 4 選考委員長は選考委員の互選とする。
- 5 役員・学級(学年)委員及び親子会長の選出にあたっては1会員あたり一役に限る。但し、会員数が限られている親子会について例外を認める。

第3章 機関

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 2 運営委員会 3 役員会 4 専門部会 5 親子会長会 6 学級委員会

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 1 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として5月上旬までに開催し、次の事項について決定する。
 - (1) 前年度の事業報告
 - (2) 前年度の会計及び監査報告
 - (3) 当年度の事業計画
 - (4) 当年度の予算
 - (5) 規約の改廃その他承認を必要とする事項
- 2 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、その過半数を以て議決する。
- 3 定期総会における、前年度の事業報告及び会計報告については前役員の責任において付議し、当年度の事業計画・予算及びその他の事項については新役員の責任において付議する。
- 4 臨時総会は次の場合開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員会において必要と認めたとき
 - (3) 会員の4分の1以上の要求があったとき

(運営委員会)

第12条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関でありその決議は第11条に準ずる。

- 1 運営委員会は次の委員を以て構成する。
 - (1) 第6条に掲げる役員
 - (2) 親子会長
 - (3) 学年委員
 - (4) 専門部員
 - (5) 教職員

(役員会)

第13条 役員会は協議事項の内容に応じて、5役会(会長・副会長・書記・会計・参与)、役員会として必要に応じて会長が招集する。

- 1 役員会は各専門部委員会との調整を行い、本会活動の推進を図る。
- 2 役員会は運営委員会に付議する議案を作成する。

(専門部会)

第14条 専門部会は運営委員会に資料を提出し、決定した事項を遂行し、その結果を会長に報告しなければならない。

- 1 この会に次の部を置く。
 - (1) 家庭教育部 (2) 広報部 (3) 保健体育部
- 2 専門部は各学年より5名選出し、次の活動を行う。
 - (1) 家庭教育部 よりよい家庭教育の形成に向け、基本的な生活習慣の育成、読書、食育など保護者への啓発や研修に関する事
 - (2) 広報部 広報誌の発行に関する事
 - (3) 保健体育部 会員相互の親睦、児童の健康、安全に関する事

(親子会長会)

第15条 各親子会単位で親子会長を選出しその親子会長で親子会長会を構成する。

- 1 親子会長は各親子会の会員と連絡を図り、各親子会における児童の生活環境の整備と教育の向上を図る。

(学級委員会)

第16条 学級委員は各学級より各2名選出し学級担任と連絡を取りながら学級に関する問題を取り扱い、進行を図る。

- 1 各学年の学級委員より、1名学年委員長を選出する。

第4章 会計

(会計)

第17条 本会の会務執行に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 1 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。

(会計監査委員)

第18条 本会に会計監査委員2名を置く。

- 1 会計監査委員は年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 2 会計監査委員は運営委員会において選出する。
- 3 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。欠員が生じた場合は、運営委員会で速やかに選出し、補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(旅費)

第19条 本会を代表し、または、本会のために出張した場合には、旅費を支給するものとし、支給額は次の通りとする。

- 1 旅費は電車、バス等乗り物及び宿泊料の実費（教職員の旅費規定に準ずる）とし、自家用車使用時には、葦北郡内1,000円・熊本県内（葦北郡外）3,000円・その他の場所へは実費計算とする。さらに、日当として、一日の場合、5,000円、半日の場合、3,000円を弁償する。
- 2 特別の場合は役員会の承認を受けるものとする。
- 3 役員は役員会への出席につき1回1,000円を弁償する。

(慶弔費)

第20条 次に定めた者が死亡した場合は、所定の香典を以て、会の代表者が弔問する。

- 1 会員の死亡 10,000 円
- 2 児童の死亡 10,000 円
- 3 特別の場合は役員会の承認をうける。

附則

この会の規約は平成20年4月1日より施行する。

- 一部改正 平成21年4月1日より施行する。
- 一部改正 平成25年4月1日より施行する。
- 一部改正 平成26年4月1日より施行する。
- 一部改正 平成28年4月1日より施行する。
- 一部改正 平成29年4月1日より施行する。
- 一部改正 平成31年4月1日より施行する。
- 一部改正 令和4年1月1日より施行する。
- 一部改正 令和4年4月1日より施行する。
- 一部改正 令和5年4月1日より施行する。

田浦小 PTA 表彰規定

第1条 本規定は、田浦小学校 PTA 会員等の表彰に関することを定める。

第2条 PTA の業務に貢献し、その功績顕著なる者は、これを表彰する。

第3条 被表彰者は、次の中から選考の上決定する。

- 1 PTA 役員（会長・副会長・書記・会計・全学年委員長・及び部長）を通算2年以上経験した者で、過去において表彰を受けたことのある者も含む。

第4条 前条の選考は、役員会において行う。

第5条 表彰は総会において、表彰状並びに記念品を贈るものとする。

第6条 表彰状は、PTA 会長及び校長の連名により表彰する。

熊本県PTA共済について

芦北町立田浦小学校

1 熊本県PTA共済とは？

PTA共済とは、学校教育活動やPTA活動などに際して、活動への参加あるいは活動中に起きた事故により死亡、負傷、活動中の急性の疾病等の災害を被った方に対して、共済金を給付する熊本県PTA教育振興財団の共済事業です。2つのコースがあります。

「PTA災害見舞金制度」 → 『P災コース』

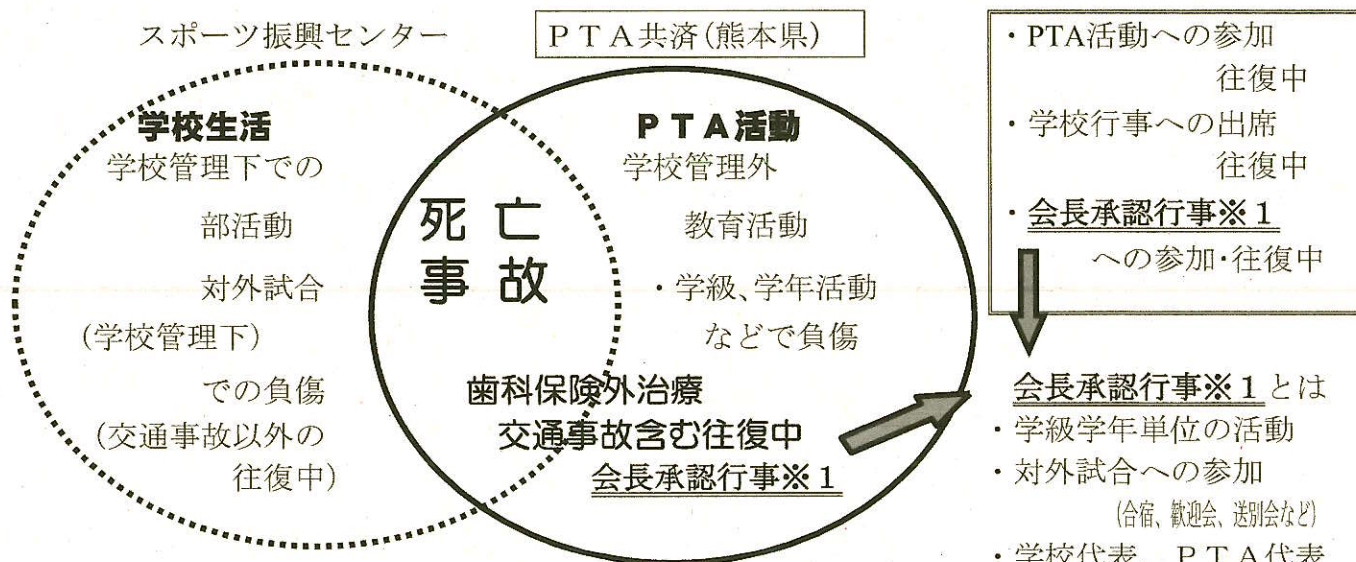
「安全互助会見舞金コース」 → 『安互コース』

2 熊本県PTA共済の掛金

P災コース	一人あたり	安互コース	一家庭
	掛金		掛金
児童・生徒等	500 円	PTA保護者	150 円
教職員	500 円	PTA準会員	150 円
外部指導者	500 円	PTA指導者	150 円
プール指導者	500 円	PTA支援者	150 円
特別団体 指導者		(保護者の 代理)	

3 児童生徒（教職員等）の事故に対して

4 保護者の適用範囲について



5 安互コース（例外）【アルコールが入る会合、懇親会・・・】

★当日の研修会や会議等に引き続き開催される場合のみ適用。

①飲酒を伴わなければ、1次会の終了後、自宅または次の会場に到着するまで適用。

②飲酒した場合、その後の事故や疾病は適用外。

くまもと家庭教育支援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 家庭教育を支援するための施策（第12条—第17条）

附則

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その

他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親とし

て成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2章 家庭教育を支援するための施策

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図

るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(人材養成)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

(家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	土	1	月	1	木	1	土	1	火	1	金
2	日	2	火	2	金	2	日	2	水	2	土
3	月	3	水	3	土	3	月	3	木	3	日
4	火	4	木	4	日	4	火	4	金	4	月
5	水	5	金	5	月	5	水	5	土	5	火
6	木	6	土	6	火	6	木	6	日	6	水
7	金	7	日	7	水	7	金	7	月	7	木
8	土	8	月	8	木	8	土	8	火	8	金
9	日	9	火	9	金	9	日	9	水	9	土
10	月	10	水	10	土	10	月	10	木	10	日
11	火	11	木	11	日	11	火	11	金	11	月
12	水	12	金	12	月	12	水	12	土	12	火
13	木	13	土	13	火	13	木	13	日	13	水
14	金	14	日	14	水	14	金	14	月	14	木
15	土	15	月	15	木	15	土	15	火	15	金
16	日	16	火	16	金	16	日	16	水	16	土
17	月	17	水	17	土	17	月	17	木	17	日
18	火	18	木	18	日	18	火	18	金	18	月
19	水	19	金	19	月	19	水	19	土	19	火
20	木	20	土	20	火	20	木	20	日	20	水
21	金	21	日	21	水	21	金	21	月	21	木
22	土	22	月	22	木	22	土	22	火	22	金
23	日	23	火	23	金	23	日	23	水	23	土
24	月	24	水	24	土	24	月	24	木	24	日
25	火	25	木	25	日	25	火	25	金	25	月
26	水	26	金	26	月	26	水	26	土	26	火
27	木	27	土	27	火	27	木	27	日	27	水
28	金	28	日	28	水	28	金	28	月	28	木
29	土	29	月	29	木	29	土	29	火	29	金
30	日	30	火	30	金	30	日	30	水	30	土
		31	水			31	月	31	木		

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 日		1 水		1 金	教育相談⑦	1 月	元日	1 木		1 金	地区別下校 学校に行こうデー 授業参観、学級懇談会
2 月	昼:運動会片付け	2 木		2 土		2 火	冬季休業日	2 金	田浦中新入生説明会?	2 土	
3 火		3 金	文化の日	3 日		3 水	冬季休業日	3 土		3 日	
4 水		4 土		4 月	県学力調査?	4 木	冬季休業日	4 日		4 月	
5 木	全校集会③ 通知表渡し	5 日	休日出校日(6年) 修学旅行6年	5 火	教育相談⑩ クラブ活動⑥	5 金	冬季休業日	5 月	全校集会⑤	5 火	委員会活動⑪
6 金		6 月	修学旅行6年	6 水		6 土	冬季休業日	6 火	知能検査(1・3・5年)	6 水	
7 土		7 火	振替休業(11/5修学旅行分) (6年)	7 木		7 日	冬季休業日 終了日	7 水	避難訓練(不審者)	7 木	
8 日		8 水	いじめ生活アンケート 避難訓練(火災) 5時間授業	8 金	人権集会、環境キッズ	8 月	成人の日	8 木		8 金	送別遠足(弁当)
9 月	スポーツの日	9 木	学校に行こうデー	9 土		9 火	始業式、大掃除	9 金		9 土	
10 火	クラブ活動④	10 金	郡音楽発表会 環境キッズ	10 日		10 水	5時間授業	10 土		10 日	
11 水	いじめ生活アンケート 学校に行こうデー 5時間授業	11 土		11 月		11 木		11 日	建国記念の日	11 月	漢字・計算大会(満点賞の報告)、ノートコンクール
12 木		12 日		12 火	委員会活動⑨	12 金		12 月	振替休日	12 火	卒業式合同練習①
13 金	4年社会科見学旅行	13 月	全校集会④	13 水	いじめ生活アンケート hyper-QU(4・5・6年) 5時間授業	13 土		13 火	委員会活動⑩(4年見学) 学校に行こうデー	13 水	いじめ生活アンケート 5時間授業、地区児童会④ 卒業式合同練習②
14 土		14 火	クラブ活動⑤	14 木	わくわく集会(2年)	14 日		14 水	NRT(国、社) いじめ生活アンケート 5時間授業	14 木	
15 日		15 水		15 金	学校に行こうデー、学習発表会 地区別下校、学級懇談会	15 月	環境キッズ	15 木	NRT(算、理) 薬物乱用防止教室?	15 金	卒業式合同練習③
16 月	縦割班活動	16 木		16 土		16 火	クラブ活動⑦	16 金	新入生体験入学	16 土	
17 火		17 金	縦割班活動	17 日		17 水	いじめ生活アンケート	17 土		17 日	
18 水		18 土		18 月	漢字・計算大会(満点賞の報告)、ノートコンクール	18 木		18 日		18 月	卒業式合同練習(総練習) 地域応援団感謝の会
19 木		19 日		19 火		19 金		19 月	教育相談 環境キッズ	19 火	卒業式合同練習④ 修了式(6年)、卒業式準備
20 金	わくわく集会(4年)	20 月		20 水	地区児童会⑧	20 土		20 火	教育相談②③ クラブ活動⑧(3年見学) 研推委、教材費徴収(勝屋)	20 水	春分の日
21 土		21 火	委員会活動⑦ 教材費徴収(勝屋)	21 木		21 日		21 水	教育相談④ 教材費徴収(勝屋)	21 木	卒業式
22 日		22 水	教材費徴収(勝屋) 5時間授業	22 金	終業式、大掃除 地区別下校(51率下校)	22 月	カナリア会	22 木	教育相談⑤	22 金	指定休業日(6年) 修了式(1～5年)
23 月	カナリア会	23 木	勤労感謝の日	23 土		23 火	学校に行こうデー、持久走大会 委員会活動⑨	23 金	天皇誕生日	23 土	
24 火	委員会活動⑥	24 金	わくわく集会(4年)	24 日		24 水	教材費徴収(池上教材) 5時間授業	24 土		24 日	
25 水	教材費徴収(池上教材) 5時間授業、校内研修②	25 土		25 月	冬季休業日 開始日 冬季休業日(～1/7)	25 木	教材費徴収(池上教材) 持久走大会予備日	25 日		25 月	学年末休業日 開始日
26 木	教材費徴収(池上教材) 肥後っ子教室(5年生)	26 日		26 火		26 金	わくわく集会(1年)	26 月	カナリア会 教育相談⑥	26 火	
27 金	わくわく集会(3年)	27 月	教育相談① カナリア会	27 水		27 土		27 火	教育相談⑦⑧	27 水	
28 土		28 火	教育相談②③	28 木		28 日		28 水	教育相談⑨ 5時間授業	28 木	選任式
29 日		29 水	教育相談④	29 金		29 月		29 木	教育相談⑩	29 金	
30 月	環境キッズ	30 木	教育相談⑤⑥	30 土		30 火				30 土	
31 火				31 日	大晦日	31 水				31 日	学年末休業日 終了日



保護者や学校関係者等のみなさまへ

厚生労働省・警察庁の統計によると、令和4年における児童生徒の自殺者数は過去最多の512人となり、極めて憂慮すべき状況にあります。特に高校生の男子生徒の自殺者数は、前年に比べて大きく増加したことが分かっています。また、学生の自殺者数も増加傾向にあります。

新年度には児童生徒等の環境が大きく変化することもあり、この時期には、不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることが考えられます。

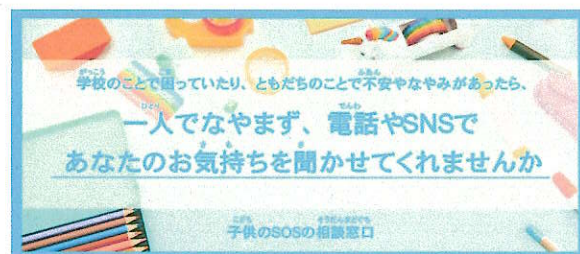
保護者や学校関係者、地域のみなさまにおかれましては、以下のような児童生徒等の態度に現れる微妙なサインに注意を払っていただき、不安や悩みの声に耳を傾けて適切に受け止めていただくとともに、学校、家庭、地域、警察や医療機関などの関係機関等で緊密に連携し、不安や悩みを抱える児童生徒等が孤立することのないよう、地域全体で支援していただきますようお願いいたします。

(自殺直前のサインの例)

- ・ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- ・ 成績が急に落ちる
- ・ 注意が集中できなくなる
- ・ 身だしなみを気にしなくなる
- ・ 健康管理や自己管理がおろそかになる
- ・ 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える

電話やメール、ネット等の相談窓口

(リンク先には学校や警察、児童相談所等の相談窓口一覧もあります。)



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

令和5年2月

文部科学大臣 永岡 桂子

いじめのサインチェックシート【家庭用】

ひとつでもチェックがついたら「いじめ」が隠れている可能性があります。子供の様子をよく見てあげたり、会話を心掛けたりしましょう。気になることがあったら学校に相談してください。

◇いじめられている子のサイン（被害者の視点）

	寝付きが悪く、夜眠れない日が続く。朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
	朝になると身体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。遅刻や早退が増えた。
	食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。
	携帯電話やメールの着信音におびえる。パソコンやスマホをいつも気にしている。
	勉強をしなくなる。集中力がなくなる。
	理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。
	学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れている。
	家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
	教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
	服が汚れていたり、破れていたりする。
	遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
	親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
	ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
	学校や友達の話が減った。
	自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
	表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

◇いじめている子のサイン（加害者の視点）

	陰しい表情をするようになる。
	お金の使い方が荒くなる。
	言葉遣いが悪くなる。
	買った覚えのない物を持っている。
	与えたお金以上のお金を持っている。お小遣いでは買えない物を持っている。
	友達を軽蔑するような発言が増える。
	友達との間に上下関係が感じられるようになる。
	交友関係が変化し、今までと違った雰囲気の友達と付き合うようになる。
	親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになる。
	家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達的话题を避けたりするようになる。
	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになる。

*各項目は思春期の多くの子供にも表れる可能性があります。大切なことは、子供の変化を見逃さないことです。